| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 58 | 資産経営課 | 行政財産の使用許可の取消し | 地方自治法 | 第238条の4第9項 |
| 42 | 防災危機管理課 | 災害の拡大防止措置の指示 | 災害対策基本法 | 第59条第1項 |
| 43 | 防災危機管理課 | 応急措置業務への従事命令 | 災害対策基本法 | 第65条第1項 |
| 44 | 防災危機管理課 | 居住者等への水防業務従事命令 | 水防法 | 第24条 |
| 45 | 防災危機管理課 | 危険物質等の取扱者の措置命令 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 | 第103条第3項 |
| 46 | 防災危機管理課 | 武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 | 第111条第1項 |
| 64 | 商工企画課 | 改善命令 | 中心市街地の活性化に関する法律 | 第28条 |
| 65 | 商工企画課 | 計画の認定の取消し | 中心市街地の活性化に関する法律 | 第29条第1項 |
| 66 | 商工企画課 | 改善命令 | 中心市街地の活性化に関する法律 | 第63条第2項 |
| 67 | 商工企画課 | 中心市街地整備推進機構の指定の取消し | 中心市街地の活性化に関する法律 | 第63条第3項 |
| 154 | 定住企業立地推進課 | 勧告に係る事項の変更の命令 | 工場立地法 | 第10条第1項 |
| 180 | 農政課 | 認定の取消し | 市民農園整備促進法 | 第10条 |
| 181 | 農政課 | 協定の認定の取消し | 集落地域整備法施行令 | 第11条第3項 |
| 182 | 農政課 | 農業経営改善計画の認定の取消し | 農業経営基盤強化促進法 | 第13条第2項 |
| 183 | 農政課 | 農用地利用規程の認定の取消し | 農業経営基盤強化促進法 | 第24条第3項 |
| 184 | 農政課 | 組合員等への事務費の賦課 | 農業保険法 | 第118条第1項 |
| 185 | 農政課 | 協定の認可の取消し | 農業振興地域の整備に関する法律 | 第18条の11第1項 |
| 186 | 農政課 | 措置命令 | 農地法 | 第42条第1項 |
| 187 | 農政課 | 農用地利用集積計画の取消し | 農業経営基盤強化促進法 | 第20条の2第2項 |
| 188 | 農政課 | 青年等就農計画の認定の取消し | 農業経営基盤強化促進法 | 第14条の5第2項 |
| 2371 | 農政課 | 農用地利用規程の認定の取消し | 農業経営基盤強化促進法 | 第24条第3項 |
| 229 | 農林基盤整備課 | 施業実施協定の認可の取消し | 森林法 | 第10条の11の8第1項 |
| 230 | 農林基盤整備課 | 受益者からの負担金の徴収 | 土地改良法 | 第90条第6項 |
| 231 | 農林基盤整備課 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | 土地改良法 | 第90条の2第1項 |
| 232 | 農林基盤整備課 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | 土地改良法 | 第90条の2第4項 |
| 233 | 農林基盤整備課 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | 土地改良法 | 第90条の2第6項 |
| 234 | 農林基盤整備課 | 受益者からの分担金の徴収 | 土地改良法 | 第91条第3項 |
| 235 | 農林基盤整備課 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | 土地改良法 | 第91条の2第1項 |
| 236 | 農林基盤整備課 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | 土地改良法 | 第91条の2第4項 |
| 237 | 農林基盤整備課 | 賦課金等の徴収（法第36条第1項の準用） | 土地改良法 | 第96条の4 |
| 238 | 農林基盤整備課 | 特別徴収金の徴収（法第36条の2第1項の準用） | 土地改良法 | 第96条の4 |
| 239 | 農林基盤整備課 | 一時利用地指定（法第53条の5第1項の準用） | 土地改良法 | 第96条の4 |
| 240 | 農林基盤整備課 | 換地処分前の使用収益停止（法第53条の6第1項の準用） | 土地改良法 | 第96条の4 |
| 241 | 農林基盤整備課 | 仮清算金支払地の使用収益の停止（法第53条の6第2項の準用 | 土地改良法 | 第96条の4 |
| 242 | 農林基盤整備課 | 一時利用地指定の利益相当額徴収（法第53条の8第2項の準用） | 土地改良法 | 第96条の4 |
| 243 | 農林基盤整備課 | 清算金の徴収 | 土地改良法 | 第108条第2項 |
| 244 | 農林基盤整備課 | 土地改良事業の障害物の除去等 | 土地改良法 | 第119条 |
| 245 | 農林基盤整備課 | 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る措置命令等 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第10条第1項及び第2項 |
| 246 | 農林基盤整備課 | 登録を受けた者に対する措置命令等 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第22条 |
| 247 | 農林基盤整備課 | 必要な措置を執ることを命令 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第24条第9項 |
| 248 | 農林基盤整備課 | 許可の取消し | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第24条第10項 |
| 249 | 農林基盤整備課 | 林地開発行為の中止、復旧命令 | 森林法 | 第10条の3 |
| 250 | 農林基盤整備課 | 保安林予定森林における行為の禁止 | 森林法 | 第31条 |
| 251 | 農林基盤整備課 | 択伐又は間伐の計画の変更の命令 | 森林法 | 第34条の2第2項(第34条の3第2項において準用する場合を含む。) |
| 252 | 農林基盤整備課 | 負担すべき金額の徴収 | 森林法 | 第36条第4項 |
| 253 | 農林基盤整備課 | 伐採の中止又は造林に必要な行為をすべき旨の命令 | 森林法 | 第38条第1項 |
| 254 | 農林基盤整備課 | 行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令 | 森林法 | 第38条第2項 |
| 255 | 農林基盤整備課 | 造林に必要な行為をすべき旨の命令 | 森林法 | 第38条第3項 |
| 256 | 農林基盤整備課 | 植栽をすべき旨の命令 | 森林法 | 第38条第4項 |
| 2353 | 農林基盤整備課 | 森林経営計画の取消し | 森林法 | 第16条 |
| 2356 | 農林基盤整備課 | 宅地造成等工事規制区域内の改善命令 | 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 第23条 |
| 2357 | 農林基盤整備課 | 特定盛土等規制区域内の改善命令 | 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 第42条 |
| 121 | 水産振興課 | 海岸占用料、土石採取料の徴収 | 海岸法 | 第11条 |
| 122 | 水産振興課 | 占用許可の取消し、行為中止命令等 | 海岸法 | 第12条第1項 |
| 123 | 水産振興課 | 占用許可の取消し、行為中止命令等 | 海岸法 | 第12条第2項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 124 | 水産振興課 | 補償費用の原因者への負担命令 | 海岸法 | 第12条第7項 |
| 125 | 水産振興課 | 工事原因者への工事施行命令 | 海岸法 | 第16条第1項 |
| 126 | 水産振興課 | 海岸保全施設の改良、補修命令等 | 海岸法 | 第21条第1項 |
| 127 | 水産振興課 | 海岸保全施設の改良、補修命令等 | 海岸法 | 第21条第2項 |
| 128 | 水産振興課 | 工事原因者への費用負担命令 | 海岸法 | 第31条第1項 |
| 129 | 水産振興課 | 付帯工事費用の原因者負担命令 | 海岸法 | 第32条第3項 |
| 130 | 水産振興課 | 受益者への工事費用負担命令 | 海岸法 | 第33条第1項 |
| 131 | 水産振興課 | 延滞金の徴収 | 海岸法 | 第35条第2項 |
| 132 | 水産振興課 | 土砂採取料、占用料の徴収 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | 第39条の5第1項 |
| 133 | 水産振興課 | 過怠金の徴収 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | 第39条の5第2項 |
| 134 | 水産振興課 | 港湾区域内における占有料土砂採取料の徴収 | 港湾法 | 第37条第4項 |
| 135 | 水産振興課 | 占有料・土砂採取料の過怠金の徴収 | 港湾法 | 第37条第5項 |
| 136 | 水産振興課 | 土地、水面等の使用及び収用等の処分 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | 第36条第2項 |
| 137 | 水産振興課 | 原状回復命令 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | 第37条第2項 |
| 138 | 水産振興課 | 監督処分 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | 第39条の2第1項及び第2項 |
| 139 | 水産振興課 | 負担金等の督促 | 海岸法 | 第35条第1項 |
| 140 | 水産振興課 | 施設又は補償の命令(第50条において準用する法の規定に基づく事務及び公有水面埋立法施行令第33条第2項において準用する政令の規定に基づく事務のうち、次に掲げる事務に相当するものを含む。)(漁港漁場整備法第25条第1項又は第2項の規定により漁港管理者が市町村である漁港の区域(河川区域と重複する部分を除く。)に係るものに限る。以下同じ。) | 公有水面埋立法 | 第10条(第42条第3項において準用する場合を含む。) |
| 141 | 水産振興課 | 免許料の徴収(額及び納付期限の決定に限る。) | 公有水面埋立法 | 第12条第1項 |
| 142 | 水産振興課 | 災害防止に関する義務の命令 | 公有水面埋立法 | 第30条 |
| 143 | 水産振興課 | 物件の除却の命令 | 公有水面埋立法 | 第31条(第42条第3項において準用する場合を含む。) |
| 144 | 水産振興課 | 処分の取消し、その効力の制限若しくはその条件の変更又は物件の改築若しくは除却、施設若しくは原状回復の命令 | 公有水面埋立法 | 第32条第1項(第36条において準用する場合を含む。) |
| 145 | 水産振興課 | 補償の命令 | 公有水面埋立法 | 第32条第2項 |
| 146 | 水産振興課 | 更正又は施設の命令 | 公有水面埋立法 | 第33条第1項 |
| 346 | 観光施設課 | 受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令 | 自然公園法 | 第58条 |
| 347 | 観光施設課 | 原因者への工事費用負担命令 | 自然公園法 | 第59条 |
| 1858 | 文化財課 | 歴史的風致維持向上支援法人に対する措置命令及び指定の取消し | 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 | 第36条第2項及び第3項 |
| 1859 | 文化財課 | 重要文化財の現状変更等の停止命令、許可の取消し（軽微なもので、指定都市又は中核市の区域内において行われるもの） | 文化財保護法 | 法第43条第4項令第5条第3項第1号 |
| 1860 | 文化財課 | 重要文化財の所有者等以外の者による公開の停止命令又は許可の取消し（指定都市又は中核市の区域内において公開が行われ、かつ、公開に係る重要文化財が当該指定都市又は中核市の区域内に存するもののみである場合） | 文化財保護法 | 法第53条第4項令第5条第3項第2号 |
| 11 | 市民生活相談課 | 地縁による団体の認可の取消し | 地方自治法 | 第260条の2第14項 |
| 452 | 市民生活相談課 | 改善の命令(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。以下同じ。) | 特定非営利活動促進法 | 第42条 |
| 453 | 市民生活相談課 | 設立の認証の取消し | 特定非営利活動促進法 | 第43条第1項及び第2項 |
| 420 | 市民課 | 施設の整備改善若しくは使用の制限若しくは禁止の命令又は許可の取消し | 墓地、埋葬等に関する法律 | 第19条 |
| 1443 | 健康福祉総務課 | 在宅サービスの提供に係る措置の解除 | 老人福祉法 | 第10条の4第1項 |
| 1444 | 健康福祉総務課 | 日常生活用具の給付等の措置の解除 | 老人福祉法 | 第10条の4第2項 |
| 1445 | 健康福祉総務課 | 養護老人ホーム等への入所措置等の解除 | 老人福祉法 | 第11条第1項 |
| 1446 | 健康福祉総務課 | 入所措置費用の徴収 | 老人福祉法 | 第28条第1項 |
| 1451 | 健康福祉総務課 | 勧告に係る措置命令（社会福祉法人、社会福祉連携推進法人） | 社会福祉法 | 第56条第6項、第144条 |
| 1452 | 健康福祉総務課 | 業務の全部若しくは一部の停止の命令（社会福祉法人、社会福祉連携推進法人） | 社会福祉法 | 第56条第7項、第144条 |
| 1453 | 健康福祉総務課 | 社会福祉法人に対する解散命令 | 社会福祉法 | 第56条第8項 |
| 1454 | 健康福祉総務課 | 社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止の命令 | 社会福祉法 | 第57条 |
| 1455 | 健康福祉総務課 | 措置命令（軽費老人ホームに係るものに限る。） | 社会福祉法 | 第71条 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1456 | 健康福祉総務課 | 社会福祉法事業経営者に対する経営の制限、停止の命令又は許可の取消し | 社会福祉法 | 第72条第1項 |
| 1457 | 健康福祉総務課 | 社会福祉法事業経営者に対する経営の制限、停止の命令又は許可若しくは認可の取消し | 社会福祉法 | 第72条第2項 |
| 1458 | 健康福祉総務課 | 社会福祉法事業経営者に対する経営の制限又は停止の命令 | 社会福祉法 | 第72条第3項 |
| 1461 | 健康福祉総務課 | 養護老人ホーム等の設置者に対する設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは廃止の命令又は養護老人ホーム等の設置の認可の取消し | 老人福祉法 | 第19条第1項 |
| 1462 | 健康福祉総務課 | 有料老人ホームの設置者に対する措置命令 | 老人福祉法 | 第29条第15項 |
| 2358 | 健康福祉総務課 | 社会福祉連携推進認定の取消し | 社会福祉法 | 第145条第1項、第2項 |
| 2331 | 家庭相談課 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出に基づく入院措置 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 第22条,第23条,第24条,第25条,第26条,第26条の2,第26条の3,第27条第1項,第29条第1項,第29条第2項,第29条の2第1項 |
| 1393 | 障がい者福祉課 | 障害福祉サービス提供の措置解除 | 児童福祉法 | 第21条の6 |
| 1394 | 障がい者福祉課 | 更生に必要な指導措置の解除 | 身体障害者福祉法 | 第17条の2第1項第3号 |
| 1395 | 障がい者福祉課 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除 | 身体障害者福祉法 | 第18条 |
| 1396 | 障がい者福祉課 | 障害福祉サービスの措置に要する費用の徴収 | 身体障害者福祉法 | 第38条第1項 |
| 1397 | 障がい者福祉課 | 障害福祉サービスの措置の解除 | 知的障害者福祉法 | 第15条の4 |
| 1398 | 障がい者福祉課 | 知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除 | 知的障害者福祉法 | 第16条第1項第1号 |
| 1399 | 障がい者福祉課 | 障害者支援施設等への入所措置の解除 | 知的障害者福祉法 | 第16条第1項第2号 |
| 1400 | 障がい者福祉課 | 知的障害者の入所措置に要する費用の徴収 | 知的障害者福祉法 | 第27条 |
| 1401 | 障がい者福祉課 | 障害児福祉手当の受給資格の喪失 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第17条 |
| 1402 | 障がい者福祉課 | 障害児福祉手当の支給の制限① | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第20条 |
| 1403 | 障がい者福祉課 | 障害児福祉手当の返還 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第22条第2項 |
| 1404 | 障がい者福祉課 | 不正利得の徴収 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第24条 |
| 1405 | 障がい者福祉課 | 障害児福祉手当の不支給 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条 |
| 1406 | 障がい者福祉課 | 調査拒否等による手当支払差止め | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条 |
| 1407 | 障がい者福祉課 | 手当の支払の調整 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条 |
| 1408 | 障がい者福祉課 | 特別障害者手当の受給資格の喪失 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条の2 |
| 1409 | 障がい者福祉課 | 特別障害者手当の支給の調整 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条の4 |
| 1410 | 障がい者福祉課 | 特別障害者手当の不支給 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条の5 |
| 1411 | 障がい者福祉課 | 調査拒否等による手当支払差止め | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条の5 |
| 1412 | 障がい者福祉課 | 特別障害者手当の支給の制限① | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条の5 |
| 1413 | 障がい者福祉課 | 特別障害者手当の返還 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条の5 |
| 1414 | 障がい者福祉課 | 特別障害者手当の支払の調整 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条の5 |
| 1415 | 障がい者福祉課 | 不正利得の徴収 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条の5 |
| 1416 | 障がい者福祉課 | 職親委託措置の解除 | 知的障害者福祉法 | 第16条第1項第3号 |
| 1417 | 障がい者福祉課 | 支給決定の取消し | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第25条第1項 |
| 1418 | 障がい者福祉課 | 支給認定の取消し | 障害者自立支援法 | 第57条第1項 |
| 1419 | 障がい者福祉課 | 障害児福祉手当の支給の制限② | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第21条 |
| 1420 | 障がい者福祉課 | 特別障害者手当の支給の制限② | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 第26条の5 |
| 1421 | 障がい者福祉課 | 不正利得の徴収 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第8条 |
| 1422 | 障がい者福祉課 | サービス利用計画作成費の支給の取消し | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第32条の4第1項 |
| 1423 | 障がい者福祉課 | 特定障害者特別給付費等の支給の取消し | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第34条の6第1項 |
| 2318 | 障がい者福祉課 | 指定障害福祉サービス事業者等に対する措置命令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第49条 |
| 2319 | 障がい者福祉課 | 指定障害福祉サービス事業者等の指定の取消等 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第50条第1項及び第3項 |
| 2320 | 障がい者福祉課 | 指定障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の措置命令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の4 |
| 2321 | 障がい者福祉課 | 指定一般相談支援事業者等に対する措置命令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の28 |
| 2322 | 障がい者福祉課 | 指定一般相談支援事業者等の指定の取消等 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の29 |
| 2323 | 障がい者福祉課 | 指定一般相談支援事業者等に対する業務管理体制の措置命令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の33 |
| 2324 | 障がい者福祉課 | 指定障害児通所支援事業者に対する措置命令 | 児童福祉法 | 第21条の5の23 |
| 2325 | 障がい者福祉課 | 指定障害児通所支援事業者の指定の取消等 | 児童福祉法 | 第21条の5の24第1項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 2326 | 障がい者福祉課 | 指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の措置命令 | 児童福祉法 | 第21条の5の28 |
| 2327 | 障がい者福祉課 | 指定障害児相談支援事業者に対する措置命令 | 児童福祉法 | 第24条の35 |
| 2328 | 障がい者福祉課 | 指定障害児相談支援事業者の指定の取消等 | 児童福祉法 | 第24条の36 |
| 2329 | 障がい者福祉課 | 指定障害児相談支援事業者に対する業務管理体制の措置命令 | 児童福祉法 | 第24条の40 |
| 2330 | 障がい者福祉課 | 障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業の停止等 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第82条 |
| 1424 | 生活福祉課 | 救護費用の納付命令 | 水難救護法 | 第15条第2項 |
| 1425 | 生活福祉課 | 職権による保護の変更 | 生活保護法 | 第25条第2項 |
| 1426 | 生活福祉課 | 保護の停止、廃止 | 生活保護法 | 第26条 |
| 1427 | 生活福祉課 | 調査に応じないときの保護廃止等 | 生活保護法 | 第28条第4項 |
| 1428 | 生活福祉課 | 保護の変更、停止、廃止 | 生活保護法 | 第62条第3項 |
| 1429 | 生活福祉課 | 費用返還額決定 | 生活保護法 | 第63条 |
| 1430 | 生活福祉課 | 扶養義務者からの費用徴収 | 生活保護法 | 第77条 |
| 1431 | 生活福祉課 | 不正受給者からの費用徴収 | 生活保護法 | 第78条 |
| 1432 | 生活福祉課 | 上記の管理規程に対する変更命令 | 生活保護法 | 第46条第3項 |
| 1433 | 生活福祉課 | 医療機関の指定の取消し | 生活保護法 | 第51条第2項 |
| 1434 | 生活福祉課 | 介護機関の指定の取消し | 生活保護法 | 第54条の2第5項で準用する第51条第2項 |
| 1435 | 生活福祉課 | 助産師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の指定の取消し | 生活保護法 | 第55条第2項で準用する第51条第2項 |
| 1436 | 生活福祉課 | 補助金の返還 | 生活保護法 | 第79条 |
| 1437 | 生活福祉課 | 生活困窮者就労訓練事業の認定の取消し | 生活困窮者自立支援法 | 第16条第3項 |
| 1389 | 介護保険課 | 保険料額の決定 | 介護保険法 | 第129条第1項及び第2項 |
| 1459 | 介護保険課 | 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する措置命令 | 老人福祉法 | 第18条の2第1項 |
| 1460 | 介護保険課 | 老人居宅生活支援事業者等に対する事業の制限又は停止の命令 | 老人福祉法 | 第18条の2第2項 |
| 1466 | 介護保険課 | 職権による要介護状態区分の変更の認定 | 介護保険法 | 第30条第1項 |
| 1467 | 介護保険課 | 要介護認定の取消し | 介護保険法 | 第31条第1項 |
| 1468 | 介護保険課 | 要支援認定の取消し | 介護保険法 | 第34条第1項 |
| 1469 | 介護保険課 | 保険給付の制限 | 介護保険法 | 第64条 |
| 1470 | 介護保険課 | 保険給付の制限 | 介護保険法 | 第65条 |
| 1471 | 介護保険課 | 保険料滞納者に係る支払方法の変更 | 介護保険法 | 第66条第1項及び第2項 |
| 1472 | 介護保険課 | 保険給付の支払の一時差止 | 介護保険法 | 第67条第1項及び第2項 |
| 1473 | 介護保険課 | 医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止 | 介護保険法 | 第68条第1項及び第2項 |
| 1474 | 介護保険課 | 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 | 介護保険法 | 第69条第1項 |
| 1475 | 介護保険課 | 保険料額の決定 | 介護保険法 | 第129条第1項 |
| 1476 | 介護保険課 | 措置命令 | 介護保険法 | 第78条の9第3項 |
| 1477 | 介護保険課 | 指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等 | 介護保険法 | 第78条の10 |
| 1478 | 介護保険課 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令 | 介護保険法 | 第115条の18第3項 |
| 1479 | 介護保険課 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等 | 介護保険法 | 第115条の19 |
| 1480 | 介護保険課 | 指定介護予防支援事業者に対する措置命令 | 介護保険法 | 第115条の28第3項 |
| 1481 | 介護保険課 | 指定介護予防支援事業者の指定の取消し等 | 介護保険法 | 第115条の29 |
| 1482 | 介護保険課 | 職権による要支援状態区分の変更の認定 | 介護保険法 | 第33条の3第1項 |
| 1483 | 介護保険課 | 介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令 | 介護保険法 | 第115条の34第3項 |
| 1484 | 介護保険課 | 不正利得の徴収 | 介護保険法 | 第22条 |
| 1485 | 介護保険課 | 指定居宅サービス事業者に対する措置命令 | 介護保険法 | 第76条の2第3項 |
| 1486 | 介護保険課 | 指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止 | 介護保険法 | 第77条第1項 |
| 1487 | 介護保険課 | 指定居宅介護支援事業者に対する措置命令 | 介護保険法 | 第83条の2第3項 |
| 1488 | 介護保険課 | 指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止 | 介護保険法 | 第84条第1項 |
| 1489 | 介護保険課 | 指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令 | 介護保険法 | 第91条の2第3項 |
| 1490 | 介護保険課 | 指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止 | 介護保険法 | 第92条第1項 |
| 1491 | 介護保険課 | 介護老人保健施設の全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令 | 介護保険法 | 第101条 |
| 1492 | 介護保険課 | 介護老人保健施設の管理者の変更の命令 | 介護保険法 | 第102条第1項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1493 | 介護保険課 | 介護老人保健施設の開設者に対する措置命令又は業務の停止の命令 | 介護保険法 | 第103条第3項 |
| 1494 | 介護保険課 | 介護老人保健施設の開設の許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止 | 介護保険法 | 第104条第1項 |
| 1495 | 介護保険課 | 指定介護予防サービス事業者に対する措置命令 | 介護保険法 | 第115条の8第3項 |
| 1496 | 介護保険課 | 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止 | 介護保険法 | 第115条の9第1項 |
| 1497 | 介護保険課 | 指定若しくは許可の取消し又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止(第115条の3第4項の規定による命令に従わず指定若しくは許可の取消し | 介護保険法 | 第115条の35第6項 |
| 1502 | 健康推進課 | 特定給食施設の設置者に対する命令 | 健康増進法 | 第23条第2項 |
| 1503 | 健康推進課 | 法第66条1項の勧告を受けたものに対しての命令 | 健康増進法 | 第66条第2項 |
| 1654 | 健康推進課 | 事務の適正な実施のための監督上の命令 | 児童福祉法 | 第21条の13 |
| 1655 | 健康推進課 | 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第63条第1項 |
| 1656 | 健康推進課 | ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第63条第2項 |
| 1657 | 健康推進課 | 物件に係る措置の実費徴収 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第63条第3項 |
| 1658 | 健康推進課 | 賠償受給による給付の制限 | 予防接種法 | 第18条第1項 |
| 1659 | 健康推進課 | 賠償受給額相当額の返還命令 | 予防接種法 | 第18条第2項 |
| 1660 | 健康推進課 | 不正受給者からの給付額の徴収 | 予防接種法 | 第19条第1項 |
| 1661 | 健康推進課 | 予防接種の実費の徴収 | 予防接種法 | 第52条 |
| 1662 | 健康推進課 | 障害年金の給付の額の変更 | 予防接種法施行令 | 第15条 |
| 1663 | 健康推進課 | 命令に従わない場合の給付差止め | 予防接種法施行令 | 第16条第2項 |
| 471 | 保険年金課 | 資格確認書の返還命令 | 国民健康保険法 | 第9条第3項（届出等） |
| 472 | 保険年金課 | 一部負担金不払いによる徴収 | 国民健康保険法 | 第42条第2項 |
| 473 | 保険年金課 | 故意の場合の給付制限 | 国民健康保険法 | 第60条 |
| 474 | 保険年金課 | 闘争・泥酔等の場合の給付制限 | 国民健康保険法 | 第61条 |
| 475 | 保険年金課 | 療養に関する指示に従わない場合の給付制限 | 国民健康保険法 | 第62条 |
| 476 | 保険年金課 | 強制診断等拒否の場合の給付制限 | 国民健康保険法 | 第63条 |
| 477 | 保険年金課 | 保険料滞納の場合の保険給付の一時差止 | 国民健康保険法 | 第63条の2 |
| 478 | 保険年金課 | 被保険者に対する不正利得の徴収 | 国民健康保険法 | 第65条第1項 |
| 479 | 保険年金課 | 国保医に対する連帯納付命令 | 国民健康保険法 | 第65条第2項 |
| 480 | 保険年金課 | 療養取扱機関の費用納付命令等 | 国民健康保険法 | 第65条第3項 |
| 481 | 保険年金課 | 保険料の徴収 | 国民健康保険法 | 第76条 |
| 482 | 保険年金課 | 保険料の徴収 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 第104条 |
| 2355 | 保険年金課 | 国民健康保険料の延滞金の徴収 | 国民健康保険法 | 第79条 |
| 1519 | 保健衛生課 | 第一種動物取扱業者の登録の取消等 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 第19条第1項 |
| 1520 | 保健衛生課 | 第一種動物取扱業者に対する勧告に係る措置をとるよう行う命令 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 第23条第4項 |
| 1521 | 保健衛生課 | 第二種動物取扱業に対する勧告に係る措置をとるよう行う命令 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 第24条の4（第23条第4項準用） |
| 1525 | 保健衛生課 | 国以外の指定療育機関の指定の取消し | 児童福祉法 | 第20条第8項 |
| 1526 | 保健衛生課 | 違反営業者等に対する廃棄命令等 | 食品衛生法 | 第59条 |
| 1527 | 保健衛生課 | 違反営業者等に対する廃棄命令等 | 食品衛生法 | 第54条第2項 |
| 1528 | 保健衛生課 | 違反営業者に対する許可の取消し等 | 食品衛生法 | 第60条 |
| 1529 | 保健衛生課 | 違反営業者に対する改善命令等 | 食品衛生法 | 第61条 |
| 1530 | 保健衛生課 | おもちゃ及び営業以外の食品供与施設への準用 | 食品衛生法 | 68条第3項 |
| 1531 | 保健衛生課 | 営業の許可の取消し及び営業の停止命令 | 興行場法 | 第6条 |
| 1532 | 保健衛生課 | 構造設備基準に適合させるための措置命令 | 旅館業法 | 第7条の2 |
| 1533 | 保健衛生課 | 営業の許可の取消し及び営業の停止命令 | 旅館業法 | 第8条 |
| 1534 | 保健衛生課 | 営業の許可の取消し及び営業停止命令 | 公衆浴場法 | 第7条第1項 |
| 1535 | 保健衛生課 | （健康診断の勧告及び実施）感染症にかかっていると疑われる者又はその保護者に対する医師による健康診断の受診勧告に従わない者への健康診断措置の実施 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第17条第2項 |
| 1536 | 保健衛生課 | 特定感染症指定医療機関等への入院の措置→一類感染症患者又は保護者に対する特定又は第一種感染症指定医療機関等への入院の勧告に従わない患者の入院の措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第19条第3項 |
| 1537 | 保健衛生課 | 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等→緊急時等の一類感染症入院患者の転院措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第19条第5項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1538 | 保健衛生課 | 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等→10日間以内の延長入院勧告に従わない一類感染症入院患者の10日間以内の延長入院の措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第20条第2項 |
| 1539 | 保健衛生課 | 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等→一類感染症延長入院患者の緊急時等の転院措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第20条第3項 |
| 1540 | 保健衛生課 | 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等→一類感染症延長入院患者の再延長入院措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第20条第4項 |
| 1541 | 保健衛生課 | 二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者又は保護者に対する感染症指定医療機関への入院の勧告に従わない場合の入院の措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第26条で準用する第19条第3項 |
| 1542 | 保健衛生課 | 二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の転院措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第26条で準用する第19条第5項 |
| 1543 | 保健衛生課 | 10日間以内の延長入院勧告に従わない二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症入院患者の10日間以内の延長入院の措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第26条で準用する第20条第2項 |
| 1544 | 保健衛生課 | 二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症延長入院患者の緊急時等の転院措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第26条で準用する第20条第3項 |
| 1545 | 保健衛生課 | 二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症延長入院患者の再延長入院措置(結核患者に係る入院に関する特例を含む) | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第26条で準用する第20条第4項及び第26条の2 |
| 1546 | 保健衛生課 | 検体等の提出等の命令 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第26条の3第1項 |
| 1547 | 保健衛生課 | 検体の提出等の命令に従わない場合の検体等の無償収去 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第26条の3第3項 |
| 1548 | 保健衛生課 | 検体等の提出の命令 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第26条の4第1項 |
| 1549 | 保健衛生課 | 検体等の提出の命令に従わない場合の検体等の採取 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第26条の4第3項 |
| 1550 | 保健衛生課 | 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第27条第1項 |
| 1551 | 保健衛生課 | ねずみ族、昆虫等の駆除 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第28条第1項 |
| 1552 | 保健衛生課 | 物件に係る措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第29条第1項 |
| 1553 | 保健衛生課 | 死体の移動制限等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第30条第1項 |
| 1554 | 保健衛生課 | 生活の用に供される水の使用制限等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第31条第1項 |
| 1555 | 保健衛生課 | 建物に係る立入の制限又は禁止の措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第32条第1項 |
| 1556 | 保健衛生課 | 交通の制限又は遮断 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第33条 |
| 1557 | 保健衛生課 | （感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し）結核指定医療機関の指定の取消し | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第38条第11項 |
| 1558 | 保健衛生課 | （感染症指定医療機関に対する報告の請求等）上記の報告等を拒んだ結核指定医療機関に対する診療報酬の支払の差止め等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第43条第2項 |
| 1559 | 保健衛生課 | 検体の採取等の勧告に従わない場合の検体の採取 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の１１第3項 |
| 1560 | 保健衛生課 | 新感染症に係る健康診断 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第45条第2項 |
| 1561 | 保健衛生課 | 新感染症の所見がある者の入院の措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第46条第2項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1562 | 保健衛生課 | 新感染症の所見がある者の入院の措置 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第46条第3項 |
| 1563 | 保健衛生課 | 新感染症の所見がある者の入院の措置の延長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第46条第4項 |
| 1564 | 保健衛生課 | 検体の提出等の命令（第26条の３第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1565 | 保健衛生課 | 検体の提出等の命令に従わない場合の検体等の無償収去（第26条の3第3項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1566 | 保健衛生課 | 検体の提出等の命令（第26条の4第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1567 | 保健衛生課 | 検体の提出等の命令に従わない場合の検体等の採取（第26条の4第3項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1568 | 保健衛生課 | （新感染症に係る消毒その他の措置）新感染症の病原体に汚染された場所について患者等への消毒命令（第27条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1569 | 保健衛生課 | （新感染症に係る消毒その他の措置）ねずみ族、昆虫等の駆除の区域の管理者等への駆除命令（第28条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1570 | 保健衛生課 | （新感染症に係る消毒その他の措置）新感染症の病原体に汚染され、又はその疑いがある飲食物等について、その所持者に対する物件の移動制限・禁止、消毒、廃棄等の措置命令（第29条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1571 | 保健衛生課 | （新感染症に係る消毒その他の措置）新感染症に係る死体の移動制限・禁止（第30条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1572 | 保健衛生課 | （新感染症に係る消毒その他の措置）管理者に対する生活の用に供される水の使用・給水制限又は禁止の命令（第31条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1573 | 保健衛生課 | （新感染症に係る消毒その他の措置）新感染症の病原体に汚染された等の建物への立入制限・禁止（第32条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1574 | 保健衛生課 | （新感染症に係る消毒その他の措置）交通の制限、遮断（第33条準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条第1項 |
| 1575 | 保健衛生課 | 理容師の業務停止命令 | 理容師法 | 第10条第2項 |
| 1576 | 保健衛生課 | （閉鎖命令）期間を定めた理容所の閉鎖命令（管理理容師設置・理容所設置基準・伝染病罹患業務違反） | 理容師法 | 第14条第1項 |
| 1577 | 保健衛生課 | （閉鎖命令）期間を定めた理容所の閉鎖命令（理容行為措置基準違反） | 理容師法 | 第14条第2項 |
| 1578 | 保健衛生課 | 施術所の使用制限命令等 | あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 | 第11条第2項 |
| 1579 | 保健衛生課 | 構造設備の改善命令 | 化製場等に関する法律 | 第6条の2 |
| 1580 | 保健衛生課 | 許可の取消等 | 化製場等に関する法律 | 第7条 |
| 1581 | 保健衛生課 | （魚介類等を原料とする油脂等の製造等への準用）化製場に類する施設等の構造設備の改善命令等 | 化製場等に関する法律 | 第8条で準用する第6条の2 |
| 1582 | 保健衛生課 | （魚介類等を原料とする油脂等の製造等への準用）化製場に類する施設等の設置許可の取消し、施設の使用制限・禁止命令 | 化製場等に関する法律 | 第8条で準用する第7条 |
| 1583 | 保健衛生課 | 動物の飼養施設等の構造設備の改善命令 | 化製場等に関する法律 | 第9条第5項（第6条第2項の準用） |
| 1584 | 保健衛生課 | 動物の飼養施設等の許可の取消し | 化製場等に関する法律 | 第9条第5項（第7条の準用） |
| 1585 | 保健衛生課 | 違反広告を行った者に対する中止・是正命令 | 医療法 | 第6条の8第2項 |
| 1586 | 保健衛生課 | 施設の使用制限命令等 | 医療法 | 第24条第1項 |
| 1587 | 保健衛生課 | 管理者の変更命令 | 医療法 | 第28条 |
| 1588 | 保健衛生課 | 欠格事由による開設許可の許可取消、期限を定めた閉鎖命令 | 医療法 | 第29条第1項 |
| 1589 | 保健衛生課 | 正当な理由がないにもかかわらず、業務を開始しない場合の開設許可取消 | 医療法 | 第29条第2項 |
| 1590 | 保健衛生課 | 業務の停止命令 | クリーニング業法 | 第9条 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1591 | 保健衛生課 | 営業者への必要な措置命令 | クリーニング業法 | 第10条の2 |
| 1592 | 保健衛生課 | 営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両の営業のための使用の停止命令 | クリーニング業法 | 第11条 |
| 1593 | 保健衛生課 | 毒物又は劇物の販売業に対する廃棄物の回収等の命令 | 毒物及び劇物取締法 | 第15条の3 |
| 1594 | 保健衛生課 | 毒物又は劇物の販売業者に対する必要な措置の命令 | 毒物及び劇物取締法 | 第19条第1項 |
| 1595 | 保健衛生課 | 措置命令に従わない毒物又は劇物の販売業者に対する登録の取消 | 毒物及び劇物取締法 | 第19条第2項 |
| 1596 | 保健衛生課 | 毒物又は劇物の販売業者に対する不適当な毒物劇物取扱責任者の変更命令 | 毒物及び劇物取締法 | 第19条第3項 |
| 1597 | 保健衛生課 | 法律又は処分に違反している毒物又は劇物の販売業者に対する登録の取消、業務停止命令 | 毒物及び劇物取締法 | 第19条第4項 |
| 1598 | 保健衛生課 | 毒物又は劇物の業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令 | 毒物及び劇物取締法 | 第22条第4項において準用する第15条の3 |
| 1599 | 保健衛生課 | 毒物又は劇物の業務上取扱者に対する不適当な毒物劇物取扱責任者の変更命令 | 毒物及び劇物取締法 | 第22条第4項において準用する第19条第3項 |
| 1600 | 保健衛生課 | 法令に違反していると認める毒物又は劇物取扱者に対する必要な措置の命令等 | 毒物及び劇物取締法 | 第22条第6項 |
| 1601 | 保健衛生課 | 許可を受けたと畜場に対する制限 | と畜場法 | 第5条第2項 |
| 1602 | 保健衛生課 | 衛生管理者の解任の命令 | と畜場法 | 第8条 |
| 1603 | 保健衛生課 | 作業衛生責任者の解任の命令 | と畜場法 | 第10条第2項で準用する第8条 |
| 1604 | 保健衛生課 | と畜場の設置の許可の取消し等 | と畜場法 | 第18条第1項 |
| 1605 | 保健衛生課 | とさつ等の停止命令 | と畜場法 | 第18条第2項 |
| 1606 | 保健衛生課 | 歯科技工所の構造設備の改善命令 | 歯科技工士法 | 第24条 |
| 1607 | 保健衛生課 | 禁止の処分に係る行政手続法による通知(第9条準用) | 歯科技工士法 | 第25条 |
| 1608 | 保健衛生課 | 美容師の業務停止 | 美容師法 | 第10条第2項 |
| 1609 | 保健衛生課 | （閉鎖命令）期間を定めた美容所の閉鎖命令（管理美容師設置・美容所設置基準・伝染病罹患業務違反） | 美容師法 | 第15条第1項 |
| 1610 | 保健衛生課 | 期間を定めた美容所の閉鎖命令（美容行為措置基準違反） | 美容師法 | 第15条第2項 |
| 1611 | 保健衛生課 | 登録の取り消し等 | 臨床検査技師等に関する法律 | 第20条の7 |
| 1612 | 保健衛生課 | 法令違反の医薬品の廃棄、回収等の措置命令 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第70条第1項 |
| 1613 | 保健衛生課 | 法令違反の医薬品の廃棄、回収等の措置命令に従わないときの廃棄、回収等の処分 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第70条第3項 |
| 1614 | 保健衛生課 | 医薬品等の検査命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業） | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第71条 |
| 1615 | 保健衛生課 | 製造、販売等禁止等に当たるおそれのある不適格な構造設備の改善命令・使用禁止 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第72条第3項 |
| 1616 | 保健衛生課 | 許可基準を満たさないおそれのある不適格な構造設備の改善命令・使用禁止 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第72条第4項 |
| 1617 | 保健衛生課 | 業務体制の整備命令 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第72条の2第1項 |
| 1618 | 保健衛生課 | 業務運営の改善命令 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第72条の4第1項 |
| 1619 | 保健衛生課 | 許可条件違反の是正命令 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第72条の4第2項 |
| 1620 | 保健衛生課 | 違反広告に係る措置命令等 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第72条の5第1項 |
| 1622 | 保健衛生課 | 不適切な管理者等の変更命令 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第73条 |
| 1623 | 保健衛生課 | 承認の取消し | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第74条の2第1項 |
| 1624 | 保健衛生課 | 承認事項の一部変更命令 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第74条の2第2項 |
| 1625 | 保健衛生課 | 承認の取消し、承認事項の一部変更命令 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第74条の2第3項 |
| 1626 | 保健衛生課 | 許可の取消し等 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 第75条第1項 |
| 1627 | 保健衛生課 | 柔道整復師に対する指示 | 柔道整復師法 | 第18条第1項 |
| 1628 | 保健衛生課 | 施術所の使用制限命令等 | 柔道整復師法 | 第22条 |
| 1629 | 保健衛生課 | 特定建築物の所有者等に対する改善命令等 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 第12条 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1630 | 保健衛生課 | 家庭用品の回収命令等 | 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 | 第6条第1項 |
| 1631 | 保健衛生課 | 家庭用品の回収命令等 | 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 | 第6条第2項 |
| 1632 | 保健衛生課 | 食鳥処理の事業の許可の取消し等 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 第8条 |
| 1633 | 保健衛生課 | 改善命令等 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 第9条 |
| 1634 | 保健衛生課 | 食鳥処理衛生管理者の解任 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 第13条 |
| 1635 | 保健衛生課 | 認定小規模食鳥処理事業者の解任 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 第16条第6項 |
| 1636 | 保健衛生課 | 指定検査機関の役員又は検査員の解任命令 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 第26条第3項 |
| 1637 | 保健衛生課 | 指定検査機関の業務規程の変更命令 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 第28条第2項 |
| 1638 | 保健衛生課 | 指定検査機関の指定の取消し | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 第33条第1項 |
| 1639 | 保健衛生課 | 指定検査機関の指定の取消し又は業務の停止命令 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 第33条第2項 |
| 1643 | 保健衛生課 | 周辺の生活環境の保全に係る措置命令 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 第25条第2項 |
| 1644 | 保健衛生課 | 必要な措置をとることの命令又は勧告 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 第25条第4項 |
| 1645 | 保健衛生課 | 特定動物飼養又は保管の許可の取消 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 第29条 |
| 1646 | 保健衛生課 | 特定動物飼養者に対する措置命令 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 第32条 |
| 1647 | 保健衛生課 | 特定動物の飼主に対する必要な措置をとるべきことの命令 | 島根県動物の愛護及び管理に関する条例 | 第20条第1項 |
| 1648 | 保健衛生課 | 犬をけい留しない飼い主に対する必要な措置をとるべきことの命令 | 島根県動物の愛護及び管理に関する条例 | 第20条第2項 |
| 1649 | 保健衛生課 | 人の生命等を侵害するおそれのある動物の飼い主に対する必要な措置をとるべきことの命令 | 島根県動物の愛護及び管理に関する条例 | 第20条第3項 |
| 1650 | 保健衛生課 | 飼い主に対する必要な措置をとるべきことの命令 | 島根県動物の愛護及び管理に関する条例 | 第20条第4項 |
| 1651 | 保健衛生課 | 犬又は特定動物による事故についての調査の実施及び必要な措置の命令 | 島根県動物の愛護及び管理に関する条例 | 第21条第2項 |
| 1652 | 保健衛生課 | 表示事項が表示されていない食品を販売している食品関連事業者に対する指示に従うべき命令 | 食品表示法 | 第6条第5項 |
| 1653 | 保健衛生課 | 食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について表示基準に従った表示がされていない食品を販売している食品関連事業者に対する回収その他の命令 | 食品表示法 | 第6条第8項 |
| 2259 | 保健衛生課 | 費用の徴収及び支払命令 | 児童福祉法 | 第56条第2項 |
| 2385 | 保健衛生課 | 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療に係る報告の請求及び検査 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の３の２第2項による第43条の準用 |
| 2386 | 保健衛生課 | 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の上記に係る報告等を拒んだ場合の診療報酬の支払差止め | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の３の２第2項による第43条の準用 |
| 2390 | 保健衛生課 | 新感染症外出自粛対象者が受けた医療に係る報告の請求及び検査 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条の３第2項による第43条の準用 |
| 2391 | 保健衛生課 | 新感染症外出自粛対象者の上記に係る報告等を拒んだ場合の診療報酬の支払差止め | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第50条の３の２第2項による第43条の準用 |
| 2395 | 保健衛生課 | （指定感染症）医療に係る報告の請求及び検査 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の9による第43条の準用 |
| 2396 | 保健衛生課 | （指定感染症）上記に係る報告等を拒んだ場合の診療報酬の支払差止め | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の9による第43条の準用 |
| 2397 | 保健衛生課 | （指定感染症に係る消毒その他の措置）新感染症の病原体に汚染された場所について患者等への消毒命令（第27条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の9による第27条第１項の準用 |
| 2398 | 保健衛生課 | （指定感染症に係る消毒その他の措置）ねずみ族、昆虫等の駆除の区域の管理者等への駆除命令（第28条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の9による第28条第1項の準用 |
| 2399 | 保健衛生課 | （指定感染症に係る消毒その他の措置）新感染症の病原体に汚染され、又はその疑いがある飲食物等について、その所持者に対する物件の移動制限・禁止、消毒、廃棄等の措置命令（第29条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の9による第29条第1項準用 |
| 2400 | 保健衛生課 | （指定感染症に係る消毒その他の措置）新感染症に係る死体の移動制限・禁止（第30条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の9による第30条第1項の準用 |
| 2401 | 保健衛生課 | （指定感染症に係る消毒その他の措置）管理者に対する生活の用に供される水の使用・給水制限又は禁止の命令（第31条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の9による第31条第1項の準用 |
| 2402 | 保健衛生課 | （指定感染症に係る消毒その他の措置）新感染症の病原体に汚染された等の建物への立入制限・禁止（第32条第1項準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の9による第32条第1項の準用 |
| 2403 | 保健衛生課 | （指定感染症に係る消毒その他の措置）交通の制限、遮断（第33条準用） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第44条の9による第３３条の準用 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1447 | こども政策課 | 児童福祉施設（児童厚生施設、母子生活支援施設、助産施設、保育所）設置者に対する改善の勧告又は命令 | 児童福祉法 | 第46条第3項 |
| 1448 | こども政策課 | 児童福祉施設（児童厚生施設、母子生活支援施設、助産施設、保育所）設置者に対する事業の停止の命令 | 児童福祉法 | 第46条第4項 |
| 1449 | こども政策課 | 児童福祉施設（児童厚生施設、母子生活支援施設、助産施設、保育所）の設置の認可の取消し | 児童福祉法 | 第58条 |
| 1450 | こども政策課 | 認可外児童福祉施設（児童厚生施設、母子生活支援施設、助産施設、保育所）に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令 | 児童福祉法 | 第59条第5項 |
| 1686 | こども政策課 | 一時預かり事業者に対する措置命令 | 児童福祉法 | 第34条の14第3項、第59条の4第1項、児福令第45条、第45条の3第1項、自治令第174条の26、第174条の49の2 |
| 1687 | こども政策課 | 一時預かり事業者に対する業務停止命令 | 児童福祉法 | 第34条の14第4項、第59条の4第1項、児福令第45条、第45条の3第1項、自治令第174条の26、第174条の49の2 |
| 1688 | こども政策課 | 民間が設置する幼保連携型認定こども園に対する改善命令 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第20条 |
| 1689 | こども政策課 | 民間が設置する幼保連携型認定こども園に対する業務停止命令 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第21条第1項 |
| 1690 | こども政策課 | 民間が設置する幼保連携型認定こども園の認定の取消し | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第22条第1項 |
| 1666 | 子育て給付課 | 受給資格の喪失 | 児童手当法 | 第4条 |
| 1667 | 子育て給付課 | 支給の制限 | 児童手当法 | 第5条 |
| 1668 | 子育て給付課 | 手当の不支給 | 児童手当法 | 第10条 |
| 1669 | 子育て給付課 | 調査拒否等による手当支払差止め | 児童手当法 | 第11条 |
| 1670 | 子育て給付課 | 支払いの調整 | 児童手当法 | 第13条 |
| 1671 | 子育て給付課 | 不正利得の徴収 | 児童手当法 | 第14条 |
| 1672 | 子育て給付課 | 受給資格者の所得による支給の制限① | 児童扶養手当法 | 第9条第1項 |
| 1673 | 子育て給付課 | 受給資格者の所得による支給の制限② | 児童扶養手当法 | 第9条の2 |
| 1674 | 子育て給付課 | 父又は母に対する手当の支給の制限 | 児童扶養手当法 | 第10条 |
| 1675 | 子育て給付課 | 養育者に対する手当の支給の制限 | 児童扶養手当法 | 第11条 |
| 1676 | 子育て給付課 | 児童扶養手当の返還 | 児童扶養手当法 | 第12条第2項 |
| 1677 | 子育て給付課 | 受給資格者に対する手当の支給の制限 | 児童扶養手当法 | 第13条の2第1項、第2項、第13条の3第1項、第2項 |
| 1678 | 子育て給付課 | 規定違反に対する支給の制限 | 児童扶養手当法 | 第14条 |
| 1679 | 子育て給付課 | 届出等不履行の支払の差止め | 児童扶養手当法 | 第15条 |
| 1680 | 子育て給付課 | 不正利得の徴収 | 児童扶養手当法 | 第23条第1項 |
| 1681 | 子育て給付課 | 養育医療の給付に対する費用の徴収 | 母子保健法 | 第21条の4 |
| 1707 | 環境対策課 | 一般廃棄物収集運搬業の停止命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条の3 |
| 1708 | 環境対策課 | 一般廃棄物処分業の停止命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条の3 |
| 1709 | 環境対策課 | 一般廃棄物収集運搬業の許可取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条の4 |
| 1710 | 環境対策課 | 一般廃棄物処分業の許可取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条の4 |
| 1711 | 環境対策課 | 一般廃棄物処理業者への必要な措置命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の3第1号 |
| 1712 | 環境対策課 | 一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の4第1項 |
| 1713 | 環境対策課 | 一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の4の2第1項 |
| 1714 | 環境対策課 | 処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の7第2項 |
| 1715 | 環境対策課 | 認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の7第3項 |
| 1716 | 環境対策課 | 緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の7第4項 |
| 1717 | 環境対策課 | 規制地域内の事業場で悪臭原因物の排出が規制基準不適合の場合で、かつ住民の生活環境が損なわれている場合の悪臭原因物の排出減少措置命令 | 悪臭防止法 | 第8条第2項 |
| 1718 | 環境対策課 | 指定地域内の特定工場等に対する振動防止方法の改善等の命令 | 振動規制法 | 第12条第2項 |
| 1719 | 環境対策課 | 指定地域内の特定建設作業に対する振動防止方法の改善等の命令 | 振動規制法 | 第15条第2項 |
| 1720 | 環境対策課 | 指定地域内の特定工場等に対する騒音防止方法の改善等の命令 | 騒音規制法 | 第12条第2項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1721 | 環境対策課 | 指定地域内の特定建設作業に対する騒音防止方法の改善等の命令 | 騒音規制法 | 第15条第2項 |
| 1722 | 環境対策課 | 温泉成分等の掲示内容の変更命令 | 温泉法 | 第18条第5項 |
| 1723 | 環境対策課 | 温泉の利用の許可の取消し | 温泉法 | 第31条第1項 |
| 1724 | 環境対策課 | 温泉の利用制限又は危害予防の措置命令 | 温泉法 | 第31条第2項 |
| 1725 | 環境対策課 | ばい煙発生施設の設置等の届出が排出基準不適合の場合の計画変更等の命令 | 大気汚染防止法 | 第9条 |
| 1726 | 環境対策課 | ばい煙発生施設の設置等の届出が指定地域における指定ばい煙総量規制基準不適合の場合の処理方法の改善等の措置命令 | 大気汚染防止法 | 第9条の2 |
| 1727 | 環境対策課 | ばい煙発生施設のばい煙量等が排出基準不適合のおそれがある場合の改善命令等 | 大気汚染防止法 | 第14条第1項 |
| 1728 | 環境対策課 | 指定地域の特定工場等に対する指定ばい煙の総量規制基準不適合の場合の処理方法の改善等の措置命令 | 大気汚染防止法 | 第14条第3項 |
| 1729 | 環境対策課 | 政令で定める地域でいおう酸化物に係るばい煙発生施設が燃料使用基準不適合の場合の基準適合命令 | 大気汚染防止法 | 第15条第2項 |
| 1730 | 環境対策課 | いおう酸化物に係る指定地域で特定工場等以外の工場等が燃料使用基準不適合の場合の基準適合命令 | 大気汚染防止法 | 第15条の2第2項 |
| 1731 | 環境対策課 | ばい煙発生施設又は特定施設で発生した事故に対する事故拡大又は再発防止の措置命令 | 大気汚染防止法 | 第17条第3項 |
| 1732 | 環境対策課 | 揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出が排出基準不適合の場合の計画変更等の命令 | 大気汚染防止法 | 第17条の8 |
| 1733 | 環境対策課 | 揮発性有機化合物排出施設が排出基準不適合の場合の改善命令等 | 大気汚染防止法 | 第17条の11 |
| 1734 | 環境対策課 | 特定粉じん発生施設の設置等の届出で大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準不適合の場合の計画変更等の命令 | 大気汚染防止法 | 第18条の8 |
| 1735 | 環境対策課 | 特定粉じん発生施設が排出し、又は飛散させる特定粉じんの大気中の濃度が敷地協会基準不適合の場合の改善命令等 | 大気汚染防止法 | 第18条の11 |
| 1736 | 環境対策課 | 届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準不適合の場合の計画変更命令 | 大気汚染防止法 | 第18条の18第2項 |
| 1737 | 環境対策課 | 特定工事の元請業者等の特定粉じん排出等作業が作業基準を遵守していない場合の基準適合命令等 | 大気汚染防止法 | 第18条の21 |
| 1738 | 環境対策課 | 公害防止統括者等が法令の規定に違反した場合の特定事業者に対する解任命令 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 第10条 |
| 1739 | 環境対策課 | 届出に係る特定施設の排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準不適合の場合の計画変更命令等 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 第15条 |
| 1740 | 環境対策課 | 届出にかかる指定地域における総量規制基準適用事業場から排出されるダイオキシン類の総量が当該基準不適合の場合の改善等の措置命令 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 第16条 |
| 1741 | 環境対策課 | 大気基準適用施設の排出口の排出ガス又は水質基準適用事業場の排出口の排出水がダイオキシン類の排出基準不適合の場合の改善命令等 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 第22条第1項 |
| 1742 | 環境対策課 | 指定地域における総量規制基準適用事業場からのダイオキシン類の排出ガスが当該基準不適合の場合の発生ガスの処理方法の改善等の措置命令 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 第22条第3項 |
| 1743 | 環境対策課 | ダイオキシン類の特定施設で発生した事故に対する必要な措置の命令 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 第23条第3項 |
| 1744 | 環境対策課 | 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準適合命令等 | 大気汚染防止法 | 第18条の4 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1745 | 環境対策課 | 汚水又は廃液を排出する施設の設置等の届出が排水基準不適合の場合又は特定地下浸透水が有害物質を含む要件該当の場合の計画変更等の命令 | 水質汚濁防止法 | 第8条第1項 |
| 1746 | 環境対策課 | 特定施設の排出水が排水基準不適合のおそれがある場合の改善命令等 | 水質汚濁防止法 | 第13条第1項 |
| 1747 | 環境対策課 | 有害物質使用特定事業場で特定地下浸透水が有害物質を含む要件該当のおそれがある場合の改善命令等 | 水質汚濁防止法 | 第13条の2第1項 |
| 1748 | 環境対策課 | 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が有害物質を含む水の地下浸透防止のための構造等に関する基準不適合の場合の改善命令等 | 水質汚濁防止法 | 第13条の3第1項 |
| 1749 | 環境対策課 | 特定事業場、指定事業場又は貯油事業場等で、事故時の排水の公共用水域への排出又は地下浸透の防止のための応急措置が講じられていない場合の応急措置命令 | 水質汚濁防止法 | 第14条の2第4項 |
| 1750 | 環境対策課 | 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場で有害物質を含む水の地下浸透により人の健康被害が生じ又は生ずるおそれがある場合の地下水の水質の浄化に係る措置命令 | 水質汚濁防止法 | 第14条の3第1項及び第2項 |
| 1751 | 環境対策課 | 異常な渇水等の自然的条件の変化により、公共用水域の水質汚濁が政令で定める要件の場合、排出者に対する排出水の量の減少等の措置命令 | 水質汚濁防止法 | 第18条 |
| 1752 | 環境対策課 | 水濁法の届出に係る湖沼特定事業場からの排出水の汚濁負荷量が指定湖沼の水質保全の規制基準不適合の場合の汚水又は廃液の処理方法の改善等の措置命令 | 湖沼水質保全特別措置法 | 第8条 |
| 1753 | 環境対策課 | 湖沼特定事業場からの排出水の汚濁負荷量が指定湖沼の水質保全の規制基準不適合のおそれがある場合の汚水又は廃液の処理方法の改善等の措置命令 | 湖沼水質保全特別措置法 | 第10条 |
| 1754 | 環境対策課 | 湖沼水質保全特別措置法施行令第6条で定める施設（指定施設）が構造等に関する基準を遵守していない場合の改善命令 | 湖沼水質保全特別措置法 | 第20条第2項 |
| 1755 | 環境対策課 | 湖沼水質保全特別措置法施行令第10条で定める施設（準用指定施設）が構造等に関する基準を遵守していない場合の改善命令 | 湖沼水質保全特別措置法 | 第22条（第20条第2項の準用） |
| 1756 | 環境対策課 | 各法令違反の場合の特定工場における公害防止統括者等の解任命令 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 第10条 |
| 1757 | 環境対策課 | 使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地において当該土地の所有者等に対する土壌汚染状況調査の報告等の命令 | 土壌汚染対策法 | 第3条第4項及び第8項 |
| 1758 | 環境対策課 | 土地の形質変更の届出があった土地が土壌汚染のおそれがある場合の土壌汚染状況調査及びその結果報告の命令 | 土壌汚染対策法 | 第4条第3項 |
| 1759 | 環境対策課 | 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の土壌汚染状況調査及びその結果報告の命令 | 土壌汚染対策法 | 第5条第1項 |
| 1760 | 環境対策課 | 要措置区域における土壌汚染の除去等計画の提出の指示に応じない場合の提出命令 | 土壌汚染対策法 | 第7条第2項 |
| 1761 | 環境対策課 | 形質変更時要届出区域内における土地の形質変更の届出が施行方法に関する基準不適合の場合の計画変更命令 | 土壌汚染対策法 | 第12条第5項 |
| 1762 | 環境対策課 | 要措置区域又は形質変更時要届出区域内の汚染土壌の区域外搬出時の届出が運搬に関する基準違反又は処理委託に係る違反の場合の措置命令 | 土壌汚染対策法 | 第16条第4項 |
| 1763 | 環境対策課 | 要措置区域又は形質変更時要届出区域外での汚染土壌の運搬違反又は処理委託違反の場合の措置命令 | 土壌汚染対策法 | 第19条 |
| 1764 | 環境対策課 | 汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理に関する基準不適合の場合の措置命令 | 土壌汚染対策法 | 第24条 |
| 1765 | 環境対策課 | 汚染土壌処理業の許可の取消し又は事業停止命令 | 土壌汚染対策法 | 第25条 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1766 | 環境対策課 | 廃止又は許可取消しの汚染土壌処理業者が事業の用に供した汚染土壌処理施設の特定有害物質の汚染により人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがある場合の措置命令 | 土壌汚染対策法 | 第27条第2項 |
| 1767 | 環境対策課 | 規制地域内の事業場で事故時に悪臭原因物の排出が規制基準不適合の場合等で、かつ住民の生活環境が損なわれている場合等の悪臭原因物の排出防止の応急措置命令 | 悪臭防止法 | 第10条第3項 |
| 1768 | 環境対策課 | 法第3条第1項ただし書の確認に係る土地において土地の形質変更を行う場合の土壌汚染状況調査及び結果報告の命令 | 土壌汚染対策法 | 第3条第8項 |
| 1769 | 環境対策課 | 要措置区域における土壌汚染の除去等計画が技術的基準不適合の場合の計画変更命令 | 土壌汚染対策法 | 第7条第4項 |
| 1770 | 環境対策課 | 要措置区域における土壌汚染の除去等計画に従って実施措置を講じていない場合の実施措置命令 | 土壌汚染対策法 | 第7条第8項 |
| 1781 | 環境対策課 | 浄化槽の清掃について必要な指示 | 浄化槽法 | 第41条第1項 |
| 1782 | 環境対策課 | 浄化槽清掃業の許可の取消し等 | 浄化槽法 | 第41条第2項 |
| 1793 | 環境対策課 | 設置後等の水質検査についての命令 | 浄化槽法 | 第7条の2第3項 |
| 1794 | 環境対策課 | 保守点検又は清掃についての改善命令及び浄化槽の使用の停止の命令 | 浄化槽法 | 第12条第2項 |
| 1795 | 環境対策課 | 定期検査についての命令 | 浄化槽法 | 第12条の2第3項 |
| 1796 | 環境対策課 | 関連事業者に対する勧告に係る措置の命令 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 第20条第3項 |
| 1797 | 環境対策課 | 引取業者の登録の取消し等 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 第51条第1項 |
| 1798 | 環境対策課 | フロン類回収業者の登録の取消し等 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 第58条第1項 |
| 1799 | 環境対策課 | 解体業者の許可の取消し等 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 第66条 |
| 1800 | 環境対策課 | 破砕業者の許可の取消し等 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 第72条 |
| 1801 | 環境対策課 | 関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告に係る措置の命令 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 第90条第3項 |
| 1802 | 環境対策課 | 一般廃棄物処理施設に係る改善命令等 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第9条の2第1項 |
| 1803 | 環境対策課 | 一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第9条の2の2第1項 |
| 1804 | 環境対策課 | 一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第9条の2の2第2項 |
| 1805 | 環境対策課 | 一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第9条の2の4第5項 |
| 1806 | 環境対策課 | 産業廃棄物管理票を扱う事業者等に対する命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第12条の6第3項 |
| 1807 | 環境対策課 | 産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者に対する事業停止命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第14条の3 |
| 1808 | 環境対策課 | 産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可の取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第14条の3の2 |
| 1809 | 環境対策課 | 特別管理産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者に対する事業停止命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第14条の6(第14条の3を準用) |
| 1810 | 環境対策課 | 特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可の取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第14条の6(第14条の3の2を準用) |
| 1811 | 環境対策課 | 産業廃棄物処理施設に係る改善命令等 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第15条の2の7 |
| 1812 | 環境対策課 | 産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第15条の3第1項第2項 |
| 1813 | 環境対策課 | 産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第15条の3の3第5項 |
| 1814 | 環境対策課 | 産業廃棄物の処理基準・保管基準に適合しない処理を行った者に対する改善命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の3第2号 |
| 1815 | 環境対策課 | 産業廃棄物の処理基準・保管基準に適合しない処理が行われ生活環境保全上の支障が生じた場合の処分者等に対する措置命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の5第1項 |
| 1816 | 環境対策課 | 排出事業者等に対する措置命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の6第1項 |
| 1817 | 環境対策課 | 土地の形質の変更に関する措置命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の11第1項 |
| 1818 | 環境対策課 | 特定処理施設の事故時の応急措置の命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第21条の2第2項 |
| 1819 | 環境対策課 | 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関しての保管事業者に対する改善命令 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 第12条第1項 |
| 1820 | 環境対策課 | 代執行 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 第13条第1項 |
| 1821 | 環境対策課 | 代執行の費用の徴収 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 第13条第2項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1822 | 環境対策課 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者に対する改善命令 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 第15条で準用する第12条第1項 |
| 1823 | 環境対策課 | 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第12条の7第10項 |
| 1824 | 環境対策課 | 有害使用済機器の処理基準・保管基準に適合しない処理を行った者に対する改善命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第17条の2第3項（第19条の3第2号を準用） |
| 1825 | 環境対策課 | 有害使用済機器の処理基準・保管基準に適合しない処理が行われ生活環境保全上の支障が生じた場合の処分者等に対する措置命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第17条の2第3項（第19条の5第1項を準用） |
| 1826 | 環境対策課 | 一般廃棄物処理基準不適合による許可を取り消された者等に対する支障の除去等の措置命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の10第1項（第19条の4第1項を準用） |
| 1827 | 環境対策課 | 産業廃棄物の処理基準・保管基準に適合しない処理が行われ生活環境保全上の支障が生じた場合の許可を取り消された者等に対する措置命令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第19条の10第2項（第19条の5第1項を準用） |
| 1828 | 環境対策課 | 特定既存単独処理浄化槽についての措置命令 | 浄化槽法 | 附則第11条第3項 |
| 2372 | 環境対策課 | 届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が有害物質を含む水の地下浸透防止のための構造等に関する基準不適合の場合の計画変更命令等 | 水質汚濁防止法 | 第8条第2項 |
| 2373 | 環境対策課 | 指定地域内事業場の排出水の汚濁負荷量が総量規制基準不適合のおそれがある場合の汚水又は廃液の処理方法の改善等の措置命令 | 水質汚濁防止法 | 第13条第3項 |
| 1694 | リサイクル都市推進課 | 転換計画の認定の取消し | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 | 第5条第5項 |
| 1935 | 都市政策課 | 清算金の徴収 | 都市再開発法 | 第104条 |
| 1936 | 都市政策課 | 清算金の徴収（第104条第1項の準用） | 都市再開発法 | 第111条 |
| 1937 | 都市政策課 | 準用する土地改良法第108条第2項による清算金の徴収 | 農住組合法 | 第11条 |
| 1940 | 都市政策課 | 土地の引渡等に要した費用の徴収 | 都市再開発法 | 第99条第1項 |
| 1941 | 都市政策課 | 土地の引渡等に要した費用の納付 | 都市再開発法 | 第99条第3項 |
| 1942 | 都市政策課 | 特定建築者の決定の取消し | 都市再開発法 | 第99条の8第1項 |
| 1943 | 都市政策課 | 土地の明渡し請求 | 都市再開発法 | 第99条の8第2項 |
| 1944 | 都市政策課 | 土地の引渡等に要した費用の徴収（第99条第1項の準用） | 都市再開発法 | 第99条の8第5項 |
| 1945 | 都市政策課 | 土地の引渡等に要した費用の納付（第99条第3項の準用） | 都市再開発法 | 第99条の8第5項 |
| 1947 | 都市政策課 | 延滞金の徴収 | 都市再開発法 | 第106条第3項 |
| 1949 | 都市政策課 | 清算金の徴収 | 都市再開発法 | 第118条の24第1項 |
| 1950 | 都市政策課 | 延滞金の徴収（第106条第3項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の24第2項 |
| 1951 | 都市政策課 | 清算金の徴収（第118条の24第1項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の25の3第3項 |
| 1952 | 都市政策課 | 延滞金の徴収（第118条の24第2項・第106条第3項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の25の3第3項 |
| 1953 | 都市政策課 | 物件の移転命令 | 都市再開発法 | 第118条の27第1項 |
| 1954 | 都市政策課 | 特定建築者の決定の取消し（第99条の8第1項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の28第2項 |
| 1955 | 都市政策課 | 土地の明渡し請求（第99条の8第2項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の28第2項 |
| 1956 | 都市政策課 | 土地の引渡等に要した費用の徴収（第99条の8第5項・第99条第1項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の28第2項 |
| 1957 | 都市政策課 | 土地の引渡等に要した費用の納付（第99条の8第5項・第99条第3項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の28第2項 |
| 1958 | 都市政策課 | 公共施設管理者に対する負担金の請求 | 都市再開発法 | 第121条第1項 |
| 1959 | 都市政策課 | 建築物の移転又は除去費用の徴収 | 土地区画整理法 | 第78条第2項 |
| 1960 | 都市政策課 | 仮清算金の徴収 | 土地区画整理法 | 第102条第1項 |
| 1961 | 都市政策課 | 清算金の徴収 | 土地区画整理法 | 第110条第1項 |
| 1962 | 都市政策課 | 督促手数料及び延滞金の徴収 | 土地区画整理法 | 第110条第4項 |
| 1963 | 都市政策課 | 換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し | 土地区画整理法 | 第117条の2第4項 |
| 1964 | 都市政策課 | 物件移転費用等の納付命令 | 土地収用法 | 第128条第3項 |
| 1965 | 都市政策課 | 物件移転費用等の納付命令（第128条第3項の準用） | 土地収用法 | 第138条第1項 |
| 1966 | 都市政策課 | 改善措置命令及び指定の取消し | 都市再生特別措置法 | 第121条第2項及び第3項 |
| 1968 | 都市政策課 | 特定事業参加者の負担金の徴収 | 都市再開発法 | 第56条の2第1項 |
| 1969 | 都市政策課 | 負担金の督促 | 都市再開発法 | 第56条の3第1項 |
| 1970 | 都市政策課 | 費用の督促 | 都市再開発法 | 第99条第4項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1971 | 都市政策課 | 延滞金の徴収 | 都市再開発法 | 第56条の3第2項 |
| 1972 | 都市政策課 | 清算金の督促 | 都市再開発法 | 第106条第2項 |
| 1973 | 都市政策課 | 清算金の督促（第106条第2項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の24第2項 |
| 1974 | 都市政策課 | 清算金の督促（第118条の24第2項・第106条第2項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の25の3第3項 |
| 1975 | 都市政策課 | 費用の督促（第99条第4項の準用） | 都市再開発法 | 第99条の8第5項 |
| 1976 | 都市政策課 | 費用の督促（第99条の8第5項・第99条第4項の準用） | 都市再開発法 | 第118条の28第2項 |
| 1977 | 都市政策課 | 清算金の督促 | 土地区画整理法 | 第110条第3項 |
| 1978 | 都市政策課 | 協定の認定の取消し | 都市再生特別措置法 | 第77条 |
| 1979 | 都市政策課 | 必要な措置をとるべき旨の命令及び供用停止の命令 | 駐車場法 | 第19条 |
| 1980 | 都市政策課 | 許可若しくは承認の取消し、変更、その効力の停止、その条件の変更若しくは新たな条件の付加又は行為の停止の命令若しくは必要な措置を執ることの命令(第3章第1節の規定による開発行為等の規制又は第53条第1項の許可に係るものに限る。) | 都市計画法 | 第81条第1項 |
| 1981 | 都市政策課 | 原状回復の命令又は移転若しくは除却の命令 | 土地区画整理法 | 第76条第4項 |
| 1982 | 都市政策課 | 事業又は会計の状況の検査及び必要な措置の命令(個人施行者に係るものに限る。) | 土地区画整理法 | 第124条第1項 |
| 1983 | 都市政策課 | 認可の取消し(個人施行者に係るものに限る。) | 土地区画整理法 | 第124条第2項 |
| 1984 | 都市政策課 | 必要な措置の命令(組合に係るものに限る。) | 土地区画整理法 | 第125条第3項 |
| 1985 | 都市政策課 | 組合の設立の認可の取消し(組合に係るものに限る。) | 土地区画整理法 | 第125条第4項 |
| 1986 | 都市政策課 | 議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し(組合に係るものに限る。) | 土地区画整理法 | 第125条第7項 |
| 1987 | 都市政策課 | 必要な措置の命令(区画整理会社に係るものに限る。) | 土地区画整理法 | 第125条の2第3項 |
| 1988 | 都市政策課 | 施行についての認可の取消し(区画整理会社に係るものに限る。) | 土地区画整理法 | 第125条の2第4項 |
| 1989 | 都市政策課 | 原状回復又は移転若しくは除却の命令 | 都市再開発法 | 第66条第4項 |
| 1990 | 都市政策課 | 必要な措置の命令(施行者が個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。) | 都市再開発法 | 第124条第3項 |
| 1991 | 都市政策課 | 事業又は会計の状況の検査及び必要な措置の命令 | 都市再開発法 | 第124条の2第1項 |
| 1992 | 都市政策課 | 施行の認可の取消し | 都市再開発法 | 第124条の2第2項 |
| 1993 | 都市政策課 | 必要な措置の命令 | 都市再開発法 | 第125条第3項 |
| 1994 | 都市政策課 | 組合の設立の認可の取消し | 都市再開発法 | 第125条第4項 |
| 1995 | 都市政策課 | 議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し | 都市再開発法 | 第125条第7項 |
| 1996 | 都市政策課 | 必要な措置をとるべき旨の命令 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第12条第3項 |
| 2368 | 都市政策課<br>農林基盤整備課 | 宅地造成等工事規制区域内における監督処分 | 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 第20条 |
| 2369 | 都市政策課<br>農林基盤整備課 | 特定盛土等規制区域内における監督処分 | 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 第39条 |
| 2262 | 住宅政策課 | 登録事業の取消し | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 第26条第1項及び第2項並びに第27条第1項 |
| 2263 | 住宅政策課 | 指定登録機関の指定の取消し等 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 第38条第1項及び第2項 |
| 2264 | 住宅政策課 | 認可事業者に対する改善命令 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 第68条 |
| 2265 | 住宅政策課 | 事業の認可の取消し | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 第69条第1項 |
| 2266 | 住宅政策課 | 登録の取消し（登録事業者が欠格要件に該当するに至ったとき、又は不正な手段により登録を受けたとき） | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 第24条第1項 |
| 2267 | 住宅政策課 | 登録の取消し（変更の届出をしない場合、又は是正の指示等に従わない場合） | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 第24条第2項 |
| 2268 | 住宅政策課 | 指定登録機関の指定の取消し | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 第35条第1項 |
| 2313 | 住宅政策課 | 代執行 | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 第22条第9項・第11項 |
| 2314 | 住宅政策課 | 行政代執行の費用徴収 | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 第22条第12項 |
| 2363 | 住宅政策課 | 空家等管理活用支援法人の指定の取り消し | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 第25条 |
| 2367 | 住宅政策課 | マンションの管理に関する計画の認定の取り消し | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 第５条の20 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1856 | 建築審査課 | 違反建築物に対する措置命令 | 景観法 | 第64条第1項 |
| 1857 | 建築審査課 | 形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令 | 景観法 | 第70条第1項 |
| 1861 | 建築審査課 | 景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの変更命令等 | 景観法 | 第17条第1項 |
| 1862 | 建築審査課 | 景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令 | 景観法 | 第17条第5項 |
| 1863 | 建築審査課 | 景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令 | 景観法 | 第23条第1項 |
| 1864 | 建築審査課 | 景観重要建造物の管理改善の措置命令 | 景観法 | 第26条 |
| 1865 | 建築審査課 | 景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令（第23条第1項の準用） | 景観法 | 第32条第1項 |
| 1866 | 建築審査課 | 景観重要樹木の管理改善の措置命令 | 景観法 | 第34条 |
| 1867 | 建築審査課 | 景観整備機構に対する業務改善命令 | 景観法 | 第95条第2項 |
| 1868 | 建築審査課 | 景観整備機構の指定の取消し | 景観法 | 第95条第3項 |
| 1883 | 建築審査課 | 違反建築物の除却、移転等の命令 | 建築基準法 | 第9条第1項 |
| 1884 | 建築審査課 | 違反建築物の仮の使用禁止、使用制限 | 建築基準法 | 第9条第7項 |
| 1885 | 建築審査課 | 違反建築工事について緊急の必要のある停止命令 | 建築基準法 | 第9条第10項 |
| 1886 | 建築審査課 | 保安上危険な建築物の除却命令等 | 建築基準法 | 第10条第2項 |
| 1887 | 建築審査課 | 危険建築物の使用禁止、使用制限 | 建築基準法 | 第10条第3項 |
| 1888 | 建築審査課 | 私道の変更又は廃止の制限 | 建築基準法 | 第45条第1項 |
| 1889 | 建築審査課 | 既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等の認定取消し | 建築基準法 | 第86条の8第6項 |
| 1890 | 建築審査課 | 危害防止のための除却等措置命令(第90条の準用における第9条第1項の準用) | 建築基準法 | 第87条の4 |
| 1891 | 建築審査課 | 建築設備における緊急時の使用禁止、使用制限命令（第90条の準用における第9条第7項の準用） | 建築基準法 | 第87条の4 |
| 1892 | 建築審査課 | 危害防止のための工事停止命令（第90条の準用における第9条第10項の準用） | 建築基準法 | 第87条の4 |
| 1893 | 建築審査課 | 工事中の建築設備に係る措置命令（第90条の2第1項の準用） | 建築基準法 | 第87条の4 |
| 1894 | 建築審査課 | 違反煙突等の除却、移転等の命令（第9条第1項の準用） | 建築基準法 | 第88条第1項 |
| 1895 | 建築審査課 | 違反煙突等の仮の使用禁止、使用制限（第9条第7項の準用） | 建築基準法 | 第88条第1項 |
| 1896 | 建築審査課 | 違反煙突等工事について緊急の必要のある停止命令（第9条第10項の準用） | 建築基準法 | 第88条第1項 |
| 1897 | 建築審査課 | 保安上危険な煙突等の除却命令等（第10条第2項の準用） | 建築基準法 | 第88条第1項 |
| 1898 | 建築審査課 | 危険煙突等の使用禁止、使用制限（第10条第3項の準用） | 建築基準法 | 第88条第1項 |
| 1899 | 建築審査課 | 危害防止のための除却等措置命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第1項の準用) | 建築基準法 | 第88条第1項 |
| 1900 | 建築審査課 | 緊急時の使用禁止、使用制限命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第7項の準用) | 建築基準法 | 第88条第1項 |
| 1901 | 建築審査課 | 危害防止のための工事停止命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第10項の準用) | 建築基準法 | 第88条第1項 |
| 1902 | 建築審査課 | 違反製造施設等の除却、移転等の命令（第9条第1項の準用） | 建築基準法 | 第88条第2項 |
| 1903 | 建築審査課 | 違反製造施設等の仮の使用禁止、使用制限（第9条第7項の準用） | 建築基準法 | 第88条第2項 |
| 1904 | 建築審査課 | 違反製造施設等工事について緊急の必要のある停止命令（第9条第10項の準用） | 建築基準法 | 第88条第2項 |
| 1905 | 建築審査課 | 危害防止のための除却等措置命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第1項の準用) | 建築基準法 | 第88条第2項 |
| 1906 | 建築審査課 | 緊急時の使用禁止、使用制限命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第7項の準用) | 建築基準法 | 第88条第2項 |
| 1907 | 建築審査課 | 危害防止のための工事停止命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第10項の準用) | 建築基準法 | 第88条第2項 |
| 1908 | 建築審査課 | 工事中の建設設備に係る措置命令（第90条の2第1項の準用） | 建築基準法 | 第88条第2項 |
| 1909 | 建築審査課 | 違反看板等の除却、移転等の命令（第66条に規定する工作物に係る第9条第1項の準用） | 建築基準法 | 第88条第3項 |
| 1910 | 建築審査課 | 違反看板等の仮の使用禁止、使用制限（第66条に規定する工作物に係る第9条第7項の準用） | 建築基準法 | 第88条第3項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 1911 | 建築審査課 | 違反看板等設置工事について緊急の必要のある停止命令（第66条に規定する工作物に係る第9条第10項の準用） | 建築基準法 | 第88条第3項 |
| 1912 | 建築審査課 | 保安上危険な看板等の除却命令等（第66条に規定する工作物に係る第10条第2項の準用） | 建築基準法 | 第88条第3項 |
| 1913 | 建築審査課 | 危険看板等の使用禁止、使用制限（第66条に規定する工作物に係る第10条第3項の準用） | 建築基準法 | 第88条第3項 |
| 1914 | 建築審査課 | 危害防止のための除却等措置命令（第9条第1項の準用） | 建築基準法 | 第90条第3項 |
| 1915 | 建築審査課 | 緊急時の使用禁止、使用制限命令（第9条第7項の準用） | 建築基準法 | 第90条第3項 |
| 1916 | 建築審査課 | 危害防止のための工事停止命令（第9条第10項の準用） | 建築基準法 | 第90条第3項 |
| 1917 | 建築審査課 | 工事中の特殊建築物に係る措置命令 | 建築基準法 | 第90条の2第1項 |
| 1918 | 建築審査課 | 緊急時の使用禁止、使用制限命令（第9条第7項の準用） | 建築基準法 | 第90条の2第2項 |
| 1919 | 建築審査課 | 認定事業者に対する改善命令 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 第20条 |
| 1920 | 建築審査課 | 建築物の耐震改修の計画の認定の取消し | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 第21条 |
| 1921 | 建築審査課 | 既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等における措置命令 | 建築基準法 | 第86条の8第5項 |
| 1922 | 建築審査課 | 特別特定建築物に係る基準適合命令 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第15条第1項 |
| 1923 | 建築審査課 | 認定建築主等に対する改善命令 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第21条 |
| 1924 | 建築審査課 | 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第22条 |
| 1925 | 建築審査課 | 改善命令 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 | 第13条 |
| 1926 | 建築審査課 | 計画の認定の取消し | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 | 第14条 |
| 1927 | 建築審査課 | 改善命令 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 第57条 |
| 1928 | 建築審査課 | 計画の認定の取消し | 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 第58条 |
| 2275 | 建築審査課 | 景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令 | 景観法 | 第17条第5項 |
| 2304 | 建築審査課 | 基準適合命令 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 | 第13条 |
| 2305 | 建築審査課 | 認定建築主に対する改善命令 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 | 第33条 |
| 2306 | 建築審査課 | 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 | 第34条 |
| 2052 | 建設総務課 | 道路占用料の徴収 | 道路法 | 第39条第1項 |
| 2053 | 建設総務課 | 原状回復に代る措置の指示 | 道路法 | 第40条第2項 |
| 2058 | 建設総務課 | 負担金等の督促 | 道路法 | 第73条第1項 |
| 2059 | 建設総務課 | 道路予定区域における道路占用料の徴収（第39条第1項の準用） | 道路法 | 第91条第2項 |
| 2060 | 建設総務課 | 道路予定区域における原状回復に代る措置の指示（第40条第2項の準用） | 道路法 | 第91条第2項 |
| 2054 | 道路課 | 違反車両の通行中止等の措置命令 | 道路法 | 第47条第1項 |
| 2055 | 道路課 | 道路に関する必要な措置命令 | 道路法 | 第47条第2項 |
| 2056 | 道路課 | 許可等の取消し、工作物除去命令等 | 道路法 | 第71条第1項 |
| 2057 | 道路課 | 許可等の取消し、工作物除去命令等 | 道路法 | 第71条第2項 |
| 2061 | 道路課 | 道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等（第71条第1項の準用） | 道路法 | 第91条第2項 |
| 2062 | 道路課 | 道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等（第71条第2項の準用） | 道路法 | 第91条第2項 |
| 2066 | 道路課 | 他の工作物管理者の工事施行命令 | 道路法 | 第21条 |
| 2067 | 道路課 | 工事原因者への工事施行命令 | 道路法 | 第22条第1項 |
| 2070 | 道路課 | 車両積載物の落下予防等措置命令 | 道路法 | 第43条の2 |
| 2071 | 道路課 | 工作物管理者の危険防止措置命令 | 道路法 | 第44条第4項 |
| 2074 | 道路課 | 道路保全立体区域内での措置命令 | 道路法 | 第48条第2項 |
| 2075 | 道路課 | 行為の中止、物件の除却等の命令 | 道路法 | 第48条第4項 |
| 2076 | 道路課 | 連結料の徴収 | 道路法 | 第48条の7第1項 |
| 2077 | 道路課 | 通行の中止その他の措置命令 | 道路法 | 第48条の16 |
| 2078 | 道路課 | 原因者への工事費用負担命令 | 道路法 | 第58条第1項 |
| 2079 | 道路課 | 原因者への工事費用負担命令 | 道路法 | 第59条第3項 |
| 2080 | 道路課 | 工作物管理者への費用負担命令 | 道路法 | 第60条 |
| 2081 | 道路課 | 受益者への工事費用負担命令 | 道路法 | 第61条第1項 |
| 2082 | 道路課 | 非常災害時の土地の収用、処分 | 道路法 | 第68条第1項 |
| 2083 | 道路課 | 非常災害時の防ぎょ従事命令 | 道路法 | 第68条第2項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 2089 | 道路課 | 道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令（第44条第4項の準用） | 道路法 | 第91条第2項 |
| 2090 | 道路課 | 道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令（第48条第2項の準用） | 道路法 | 第91条第2項 |
| 2091 | 道路課 | 道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令（第48条第4項の準用） | 道路法 | 第91条第2項 |
| 2094 | 道路課 | 改善命令及び指定の取消し | 幹線道路の沿道の整備に関する法律 | 第13条の5第2項及び第3項 |
| 2011 | 河川課 | 工事原因者に対する工事施行命令 | 河川法 | 第100条において準用する第18条 |
| 2012 | 河川課 | 洪水時等における業務従事命令 | 河川法 | 第100条において準用する第22条第2項 |
| 2013 | 河川課 | 工作物用途廃止後の原状回復命令 | 河川法 | 第100条において準用する第31条第2項 |
| 2014 | 河川課 | 流水占用料等の徴収 | 河川法 | 第100条において準用する第32条第1項 |
| 2015 | 河川課 | 河川の従前の機能の維持の指示 | 河川法 | 第100条において準用する第44条第1項 |
| 2016 | 河川課 | ダムの操作規程の変更命令 | 河川法 | 第100条において準用する第47条第4項 |
| 2017 | 河川課 | 洪水調節のための指示 | 河川法 | 第100条において準用する第52条 |
| 2018 | 河川課 | 工事費用の原因者への負担命令 | 河川法 | 第100条において準用する第67条 |
| 2019 | 河川課 | 附帯工事費用の原因者負担命令 | 河川法 | 第100条において準用する第68条第2項 |
| 2020 | 河川課 | 工事費用の受益者への負担命令 | 河川法 | 第100条において準用する第70条第1項 |
| 2021 | 河川課 | 延滞金の徴収 | 河川法 | 第100条において準用する第74条第5項 |
| 2022 | 河川課 | 許可等の取消し、工事中止命令等 | 河川法 | 第100条において準用する第75条第1項 |
| 2023 | 河川課 | 許可等の取消し、工事中止命令等 | 河川法 | 第100条において準用する第75条第2項 |
| 2024 | 河川課 | 損失補償額の原因者への負担命令 | 河川法 | 第100条において準用する第76条第3項 |
| 2025 | 河川課 | 負担金等の督促 | 河川法 | 第100条において準用する第74条第1項 |
| 2037 | 公園緑地課 | 原状回復等の措置の指示 | 都市公園法 | 第10条第2項 |
| 2038 | 公園緑地課 | 原因者への費用負担命令 | 都市公園法 | 第13条 |
| 2039 | 公園緑地課 | 附帯工事原因者への費用負担命令 | 都市公園法 | 第14条第2項 |
| 2040 | 公園緑地課 | 公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令 | 都市公園法 | 第26条第2項 |
| 2041 | 公園緑地課 | 公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令 | 都市公園法 | 第26条第4項 |
| 2042 | 公園緑地課 | 都市公園の原状回復等の命令 | 都市公園法 | 第27条第1項 |
| 2043 | 公園緑地課 | 工作物等の除去などの措置に係る費用負担 | 都市公園法 | 第27条第9項 |
| 2044 | 公園緑地課 | 公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等（第10条第2項の準用） | 都市公園法 | 第33条第4項 |
| 2045 | 公園緑地課 | 公園予定区域等における原因者への費用負担命令（第13条の準用） | 都市公園法 | 第33条第4項 |
| 2046 | 公園緑地課 | 公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令（第14条第2項の準用） | 都市公園法 | 第33条第4項 |
| 2047 | 公園緑地課 | 公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令（第26条第2項の準用） | 都市公園法 | 第33条第4項 |
| 2048 | 公園緑地課 | 公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令（第26条第4項の準用） | 都市公園法 | 第33条第4項 |
| 2049 | 公園緑地課 | 公園予定区域等における原状回復等の命令（第27条第1項の準用） | 都市公園法 | 第33条第4項 |
| 2050 | 公園緑地課 | 公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担（第27条第9項の準用） | 都市公園法 | 第33条第4項 |
| 2051 | 公園緑地課 | 認定の取消し | 都市緑地法 | 第65条 |
| 2370 | 公園緑地課 | 改善命令 | 都市緑地法 | 第64条 |
| 2095 | 予防課 | 災害発生事項に関する報告の命令 | 高圧ガス保安法 | 第63条第2項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 2096 | 予防課 | 屋外における火災予防に必要な措置の命令 | 消防法 | 第3条第1項 |
| 2097 | 予防課 | 防火対象物の改修、除去等の命令 | 消防法 | 第5条第1項 |
| 2098 | 予防課 | 防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令 | 消防法 | 第5条の2第1項 |
| 2099 | 予防課 | 防火対象物における火災予防に必要な措置の命令 | 消防法 | 第5条の3第1項 |
| 2100 | 予防課 | 消防職員が行う防火対象物における火災予防に必要な措置の命令 | 消防法 | 第5条の3第2項 |
| 2101 | 予防課 | 防火管理者を定めるべき旨の命令 | 消防法 | 第8条第3項（第36条第1項において準用する場合を含む。） |
| 2102 | 予防課 | 防火管理上必要な措置の命令 | 消防法 | 第8条第4項（第36条第1項において準用する場合を含む。） |
| 2103 | 予防課 | 危険物の貯蔵、取扱に関する命令 | 消防法 | 第11条の5第1項 |
| 2104 | 予防課 | 移動タンク貯蔵所に関する命令 | 消防法 | 第11条の5第2項 |
| 2105 | 予防課 | 危険物施設の位置等の措置命令 | 消防法 | 第12条第2項 |
| 2106 | 予防課 | 危険物施設の許可取消し、使用停止 | 消防法 | 第12条の2第1項 |
| 2107 | 予防課 | 危険物施設の使用停止命令 | 消防法 | 第12条の2第2項 |
| 2108 | 予防課 | 危険物施設の緊急使用停止命令等 | 消防法 | 第12条の3第1項 |
| 2109 | 予防課 | 危険物保安統括管理者等解任命令 | 消防法 | 第13条の24第1項 |
| 2110 | 予防課 | 予防規程の変更命令 | 消防法 | 第14条の2第3項 |
| 2111 | 予防課 | 事故時の応急措置命令 | 消防法 | 第16条の3第3項 |
| 2112 | 予防課 | 事故時の応急措置命令 | 消防法 | 第16条の3第4項 |
| 2113 | 予防課 | 無許可施設等に対する措置命令 | 消防法 | 第16条の6第1項 |
| 2114 | 予防課 | 消防用設備等の設置維持命令 | 消防法 | 第17条の4第1項 |
| 2115 | 予防課 | 特殊消防用設備等の設置維持命令 | 消防法 | 第17条の4第2項 |
| 2116 | 予防課 | 防火対象物定期点検適合表示の除去等の命令 | 消防法 | 第8条の2の2第4項（第36条第1項において準用する場合を含む。） |
| 2117 | 予防課 | 防火対象物定期点検報告制度の特例認定の取消し | 消防法 | 第8条の2の3第6項（第36条第1項において準用する場合を含む。） |
| 2118 | 予防課 | 防火対象物定期点検報告制度の特例認定表示の除去等の命令 | 消防法 | 第8条の2の3第8項（第36条第1項において準用する場合を含む。） |
| 2119 | 予防課 | 自衛消防組織の設置命令 | 消防法 | 第8条の2の5第3項 |
| 2120 | 予防課 | 技術上の基準に従って貯蔵すべきことの命令(火薬類取締法施行規則第15条の表(2)から(4)までに規定する場所において貯蔵している火薬類に関するものに限る。） | 火薬類取締法 | 第11条第3項 |
| 2121 | 予防課 | 許可の取消し | 火薬類取締法 | 第17条第3項 |
| 2122 | 予防課 | 許可の取消し | 火薬類取締法 | 第25条第3項 |
| 2123 | 予防課 | 火薬類取扱保安責任者若しくはその代理者又は火薬類取扱副保安責任者の解任の命令 | 火薬類取締法 | 第34条第2項 |
| 2124 | 予防課 | 安定度試験の実施の命令 | 火薬類取締法 | 第36条第2項 |
| 2125 | 予防課 | 消費又は廃棄の一時禁止又は制限 | 火薬類取締法 | 第45条第2号 |
| 2126 | 予防課 | 火薬類の所在場所の変更又は廃棄の命令 | 火薬類取締法 | 第45条第3号 |
| 2127 | 予防課 | 火薬類の収去の命令 | 火薬類取締法 | 第45条第4号 |
| 2128 | 予防課 | 指定の取消し | 火薬類取締法施行規則 | 第67条の7第3項 |
| 2129 | 予防課 | 許可の取消し | 高圧ガス保安法 | 第9条 |
| 2130 | 予防課 | 第一種製造者の製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って製造すべきことの命令 | 高圧ガス保安法 | 第11条第3項 |
| 2131 | 予防課 | 第二種製造者の製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って製造すべきことの命令 | 高圧ガス保安法 | 第12条第3項 |
| 2132 | 予防課 | 技術上の基準に従って貯蔵すべきことの命令 | 高圧ガス保安法 | 第15条第2項 |
| 2133 | 予防課 | 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことの命令 | 高圧ガス保安法 | 第18条第3項 |
| 2134 | 予防課 | 技術上の基準に従って販売すべきことの命令 | 高圧ガス保安法 | 第20条の6第2項 |
| 2135 | 予防課 | 必要な措置をとるべきことの命令 | 高圧ガス保安法 | 第22条第3項 |
| 2136 | 予防課 | 消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って消費すべきことの命令 | 高圧ガス保安法 | 第24条の3第3項 |

| 個票ID | 担当部署 | 処分の概要 | 根拠法令の名称 | 根拠法令の条項 |
|---|---|---|---|---|
| 2137 | 予防課 | 危害予防規程の変更の命令 | 高圧ガス保安法 | 第26条第2項 |
| 2138 | 予防課 | 危害予防規程の遵守又は遵守のための必要な措置をとるべきことの命令 | 高圧ガス保安法 | 第26条第4項 |
| 2139 | 予防課 | 保安教育計画の変更の命令 | 高圧ガス保安法 | 第27条第2項 |
| 2140 | 予防課 | 解任の命令 | 高圧ガス保安法 | 第34条 |
| 2141 | 予防課 | 許可の取消し又は製造等の停止の命令 | 高圧ガス保安法 | 第38条第1項 |
| 2142 | 予防課 | 製造等の停止の命令 | 高圧ガス保安法 | 第38条第2項 |
| 2143 | 予防課 | 緊急の措置(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の液化石油ガス販売事業者の液化石油ガスの販売に係るもの及び同法第2条第2項の一般消費者等の液化石油ガスの貯蔵又は消費に係るものを除く。) | 高圧ガス保安法 | 第39条 |
| 2144 | 予防課 | 充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って充てんすべきことの命令 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 第37条の5第3項 |
| 2145 | 予防課 | 許可の取消し及び使用の停止の命令(充てん設備に係るものに限る。) | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 第37条の7第1項 |
| 2146 | 予防課 | 災害発生事項に関する報告の命令 | 高圧ガス保安法 | 第63条第2項 |
| 2269 | 予防課 | 統括防火管理者を定めるべき旨の命令 | 消防法 | 第8条の2第5項（第36条第1項において準用する場合を含む。） |
| 2270 | 予防課 | 防火管理上必要な措置の命令 | 消防法 | 第8条の2第6項（第36条第1項において準用する場合を含む。） |
| 2271 | 予防課 | 統括防火管理者を定めるべき旨の命令 | 消防法 | 第8条の2第5項（第36条第1項において準用する場合を含む。） |
| 2272 | 予防課 | 防火管理上必要な措置の命令 | 消防法 | 第8条の2第6項（第36条第1項において準用する場合を含む。） |
| 2253 | 監査委員事務局 | 職員団体規約の認証の取消し | 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 | 第8条第1項 |
| 2254 | 監査委員事務局 | 職員団体の登録取消し、効力停止 | 地方公務員法 | 第53条第6項 |
| 2255 | 農業委員会事務局 | 特定農地貸付の承認の取消し | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 | 第4条第3項 |
| 2256 | 農業委員会事務局 | 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等 | 農地法 | 第3条の2第1項及び第2項 |
| 2257 | 農業委員会事務局 | 許可の取消し | 農地法 | 第3条の2第2項 |
| 2258 | 農業委員会事務局 | 許可の取消し、その条件の変更若しくは新たな条件の付加又は行為の停止の命令若しくは原状回復等の措置を講ずることの命令 | 農地法 | 第51条第1項 |
| 2150 | 学校管理課 | 学校施設の返還命令 | 学校施設の確保に関する政令 | 第4条 |
| 2151 | 学校管理課 | 学校施設にある工作物等移転命令 | 学校施設の確保に関する政令 | 第15条 |
| 2183 | 生涯学習課 | 公民館の事業・行為の停止命令 | 社会教育法 | 第40条第1項 |
| 2239 | 上下水道局 | 水洗便所への改造命令 | 下水道法 | 第11条の3第3項 |
| 2240 | 上下水道局 | 水洗便所への改造命令 | 下水道法 | 第11条の3第4項 |
| 2241 | 上下水道局 | 特定施設の設置計画の廃止命令等 | 下水道法 | 第12条の5 |
| 2242 | 上下水道局 | 施設損傷者への工事費用負担命令 | 下水道法 | 第18条 |
| 2243 | 上下水道局 | 汚濁原因者への費用負担命令 | 下水道法 | 第18条の2 |
| 2244 | 上下水道局 | 改築工事原因者への費用負担命令 | 下水道法 | 第19条 |
| 2245 | 上下水道局 | 下水の排除の停止命令等 | 下水道法 | 第37条の2 |
| 2246 | 上下水道局 | 許可等の取消し、工事中止命令等 | 下水道法 | 第38条第1項 |
| 2247 | 上下水道局 | 許可等の取消し、工事中止命令等 | 下水道法 | 第38条第2項 |
| 2248 | 上下水道局 | 補償金の原因者に対する負担命令 | 下水道法 | 第38条第6項 |
| 2249 | 上下水道局 | 受益者負担金の徴収 | 都市計画法 | 第75条第1項 |
| 2250 | 上下水道局 | 受益者負担金の督促 | 都市計画法 | 第75条第3項 |
| 2251 | 上下水道局 | 特定事業場の事故時の応急措置の命令 | 下水道法 | 第12条の9第2項 |
| 2252 | 上下水道局 | 専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令 | 水道法 | 第37条 |